

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月19日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第3号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第56条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号から第2号に掲げる者については、「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知）で認めるスマートフォンのアプリケーションの提示をもって、身体障害者手帳の提示に代えることができる。

別表第1第1号中

「

6	京都駅前～玄 塚	七条大宮・京都水族館前，四条大宮，二条駅前，千本北大路，佛教大学前
9	西賀茂車庫前～京都駅前	上賀茂御薊橋，四条堀川，下京区総合庁舎前

」

を

「

6	京都駅前～玄 塚	七条大宮・京都水族館前，四条大宮，二条駅前，千本北大路，佛教大学前
8	四条烏丸～梅ノ尾	四条大宮，西大路四条，太秦天神川駅前，福王子，高雄
特8	太秦天神川駅前～山越中町	福王子，やまごえ温水プール前

9	西賀茂車庫前～京都駅前	上賀茂御蔭橋, 四条堀川, 下京区 総合庁舎前

に,

「

65	岩倉操車場前～四条烏丸	松ヶ崎海尻町, 高木町, 高野, 熊 野神社前, 烏丸丸太町
----	-------------	-----------------------------------

を

「

65	岩倉操車場前～四条烏丸	松ヶ崎海尻町, 高野, 熊野神社前, 烏丸丸太町
----	-------------	-----------------------------

に,

「

75	山越中町～京都駅前	双ヶ丘, 太秦天神川駅前, 西大路 五条, 堀川五条
----	-----------	-------------------------------

を

「

75	京都駅前～山越中町	堀川五条, 西大路五条, 太秦天神 川駅前, 双ヶ丘
----	-----------	-------------------------------

に,

「

86	梅小路公園・ 京都鉄道博物～三条京阪前 館前	七条堀川, 京都駅前, 烏丸七条, 東山七条, 祇園
----	------------------------------	-------------------------------

を

「

86	梅小路公園・ 京都鉄道博物～三条京阪前 館前	七条堀川，京都駅前，烏丸七条， 東山七条，祇園，岡崎公園 動物園 前
----	------------------------------	--

」

に改める。

別表第1第2号中

「

105	竹田駅東口，竹田出橋，青少年科学センター前，深草西浦町， 龍谷大学前，警察学校前，稻荷大社前，京都駅八条口，京都駅 前
110	京都駅前，七条京阪前，博物館三十三間堂前，東山七条，五条 坂，清水道，祇園，東山三条，岡崎公園動物園前，岡崎公園美 術館・平安神宮前，神宮道，東山三条，祇園，清水道，五条坂， 東山七条，博物館三十三間堂前，七条京阪前，京都駅前，七条 大宮・京都水族館前，梅小路公園・京都鉄道博物館前

」

を

「

105	竹田駅東口，竹田出橋，青少年科学センター前，深草西浦町， 龍谷大学前，警察学校前，稻荷大社前，京都駅八条口，京都駅 前
-----	---

」

に改める。

別表第1第3号中

「

8	四条烏丸～高雄	四条大宮，西大路四条，太秦天神川駅前，福王子
特8	太秦天神川駅前～山越中町	福王子，やまごえ温水プール前
臨18	二条駅西口～久我石原町	四条大宮，羅城門，小枝橋，竹田駅西口，赤池

」

を

「

臨18	二条駅西口～久我石原町	四条大宮，羅城門，小枝橋，竹田駅西口，赤池
-----	-------------	-----------------------

」

に改める。

別表第2中第1号及び第2号を削り，第3号を第1号とし，第4号から第10号までを2号ずつ繰り上げ，第11号中「特69号系統」を「69号系統」に改め，同号を第9号とし，第12号から第33号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第3第1号中

「

420	17,640	50,270	95,260
430	18,060	51,470	97,520
440	18,480	52,670	99,790
450	18,900	53,870	102,060
460	19,320	55,060	104,330
470	19,740	56,260	106,600
480	20,160	57,460	108,860
490	20,580	58,650	111,130
500	21,000	59,850	113,400
520	21,840	62,240	117,940
530	22,260	63,440	120,200
市内中心フリー (230)	9,660	27,530	52,160
市内中心+高雄 地域フリー(250)	10,500	29,930	56,700
市内中心+高雄 地域フリー拡大 版(380)	15,960	45,490	86,180

」

を

「

420	17,640	50,270	95,260
市内中心フリー (230)	9,660	27,530	52,160

」

に改める。

別表第3第2号中

「

420	15,120	43,090	81,650	49,320	55,060	36,390
430	15,480	44,120	83,590	50,490	56,370	37,260
440	15,840	45,140	85,540	51,660	57,680	38,120
450	16,200	46,170	87,480	52,840	59,000	38,990
460	16,560	47,200	89,420	54,010	60,310	39,850
470	16,920	48,220	91,370	55,190	61,620	40,720
480	17,280	49,250	93,310	56,360	62,930	41,590
490	17,640	50,270	95,260	57,540	64,240	42,450
500	18,000	51,300	97,200	58,710	65,550	43,320
520	18,720	53,350	101,090	61,060	68,170	45,050
530	19,080	54,380	103,030	62,230	69,480	45,920
市内中心 フリー (230)	8,280	23,600	44,710	27,010	30,150	19,930
市内中心 +高雄地 域フリー (250)	9,000	25,650	48,600	29,360	32,780	21,660
市内中心 +高雄地 域フリー 拡大版 (380)	13,680	38,990	73,870	44,620	49,820	32,920

」

を

「

420	15,120	43,090	81,650	49,320	55,060	36,390
市内中心 フリー (230)	8,280	23,600	44,710	27,010	30,150	19,930

」

に改める。

別表第3第3号中

「

大人の普通券 による運賃区 間	1 箇月券	3 箇月券	6 箇月券	1 学期券	2 学期券	3 学期券
円区間	通学定期券(甲) による1箇月券	通学定期券(甲) による3箇月券	通学定期券(甲) による6箇月券	通学定期券(甲) による1学期券	通学定期券(甲) による2学期券	通学定期券(甲) による3学期券
160	の旅客運賃の 額。ただし、均	の旅客運賃の 額。ただし、均	の旅客運賃の 額。ただし、均	の旅客運賃の 額。ただし、均	の旅客運賃の 額。ただし、均	の旅客運賃の 額。ただし、均
170	一区間にまたが って乗車する場 合であって、均	一区間にまたが って乗車する場 合であって、均	一区間にまたが って乗車する場 合であって、均	一区間にまたが って乗車する場 合であって、均	一区間にまたが って乗車する場 合であって、均	一区間にまたが って乗車する場 合であって、均
180	一区間の通学定 期券(乙)の旅	一区間の通学定 期券(乙)の旅	一区間の通学定 期券(乙)の旅	一区間の通学定 期券(乙)の1	一区間の通学定 期券(乙)の2	一区間の通学定 期券(乙)の3
190	客運賃の額と均	客運賃の額と均	客運賃の額と均	学期券の旅客運	学期券の旅客運	学期券の旅客運
200	一区界までの旅	一区界までの旅	一区界までの旅	賃の額と均一	賃の額と均一	賃の額と均一
210	客運賃の額との	客運賃の額との	客運賃の額との	区界までの1 学	区界までの2 学	区界までの3 学
220	合算額が低額と	合算額が低額と	合算額が低額と	券の旅客運賃の	券の旅客運賃の	券の旅客運賃の
230	なるときは、合	なるときは、合	なるときは、合	額との合算額が	額との合算額が	額との合算額が
240	算額とする。	算額とする。	算額とする。	低額となるとき	低額となるとき	低額となるとき
250				は、合算額とす	は、合算額とす	は、合算額とす
260				る。	る。	る。
270						
280						
290						
300						
310						
320						
330						
340						
350						
360						
370						
380						
390						
400						
410						
420						
430						
440						
450						
460						
470						
480						
490						
500						
520						
530						

」

を

「

大人の普通券 による運賃区 間	1 箇月券	3 箇月券	6 箇月券	1 学期券	2 学期券	3 学期券
円区間	通学定期券(甲)	通学定期券(甲)	通学定期券(甲)	通学定期券(甲)	通学定期券(甲)	通学定期券(甲)
160	による1箇月券	による3箇月券	による6箇月券	による1学期券	による2学期券	による3学期券
170	の旅客運賃の	の旅客運賃の	の旅客運賃の	の旅客運賃の	の旅客運賃の	の旅客運賃の
180	額。	額。	額。	額。	額。	額。
190						
200						
210						
220						
230						
240						
250						
260						
270						
280						
290						
300						
310						
320						
330						
340						
350						
360						
370						
380						
390						
400						
410						
420						

」

に改める。

別表第3第4号中

「

大人の普通券 による運賃区 間	1 箇月券	3 箇月券	6 箇月券	1 学期券	2 学期券	3 学期券
円区間	通学定期券(甲)	通学定期券(甲)	通学定期券(甲)	通学定期券(甲)	通学定期券(甲)	通学定期券(甲)
160	による1箇月券	による3箇月券	による6箇月券	による1学期券	による2学期券	による3学期券
170	の旅客運賃の額	の旅客運賃の額	の旅客運賃の額	の旅客運賃の額	の旅客運賃の額	の旅客運賃の額
180	の2分の1に相	の2分の1に相	の2分の1に相	の2分の1に相	の2分の1に相	の2分の1に相
190	当する額。ただ	当する額。ただ	当する額。ただ	当する額。ただ	当する額。ただ	当する額。ただ
200	し、均一区間に	し、均一区間に	し、均一区間に	し、均一区間に	し、均一区間に	し、均一区間に
210	またがって乗車	またがって乗車	またがって乗車	またがって乗車	またがって乗車	またがって乗車
220	する場合であつ	する場合であつ	する場合であつ	する場合であつ	する場合であつ	する場合であつ
230	て、均一区間の	て、均一区間の	て、均一区間の	て、均一区間の	て、均一区間の	て、均一区間の
240	通学定期券(丙)	通学定期券(丙)	通学定期券(丙)	通学定期券(丙)	通学定期券(丙)	通学定期券(丙)
250	の旅客運賃の額	の旅客運賃の額	の旅客運賃の額	の1学期券の旅	の2学期券の旅	の3学期券の旅
260	と均一区界まで	と均一区界まで	と均一区界まで	客運賃の額と均	客運賃の額と均	客運賃の額と均
270	の旅客運賃の額	の旅客運賃の額	の旅客運賃の額	一区界までの1	一区界までの2	一区界までの3
280	との合算額が低	との合算額が低	との合算額が低	学期券の旅客運	学期券の旅客運	学期券の旅客運
290	額となるとき	額となるとき	額となるとき	賃の額との合算	賃の額との合算	賃の額との合算
300	は、合算額とす	は、合算額とす	は、合算額とす	額が低額となる	額が低額となる	額が低額となる
310	る。	る。	る。	ときは、合算額	ときは、合算額	ときは、合算額
320				とする。	とする。	とする。
330						
340						
350						
360						
370						
380						
390						
400						
410						
420						
430						
440						
450						
460						
470						
480						
490						
500						
520						
530						

」

を

「

大人の普通券 による運賃区 間	1 箇月券	3 箇月券	6 箇月券	1 学期券	2 学期券	3 学期券
円区間	通学定期券 (甲)					
160	による 1 箇月券	による 3 箇月券	による 6 箇月券	による 1 学期券	による 2 学期券	による 3 学期券
170	の旅客運賃の額	の旅客運賃の額	の旅客運賃の額	の旅客運賃の額	の旅客運賃の額	の旅客運賃の額
180	の 2 分の 1 に相					
190	当する額。	当する額。	当する額。	当する額。	当する額。	当する額。
200						
210						
220						
230						
240						
250						
260						
270						
280						
290						
300						
310						
320						
330						
340						
350						
360						
370						
380						
390						
400						
410						
420						

」

に改める。

別表第3第5号中

「

大人の普通券による運賃区間	甲			乙		
	1箇月券	3箇月券	6箇月券	1箇月券	3箇月券	6箇月券
円区間	通勤定期券及び通学定期券（甲）による旅客運賃の額の合算額の2分の1に相当する額とする。			同一の経路を往復することとなる場合は、通勤定期券及び通学定期券（乙）による旅客運賃の額の合算額の2分の1に相当する額とし、同一の経路を往復することとなる場合以外の場合は、通勤定期券及び通学定期券（乙）による旅客運賃の額の全区間の合算額の4分の1に相当する額とする。		
160						
170						
180						
190						
200						
210						
220						
230						
240						
250						
260						
270						
280						
290						
300						
310						
320						
330						
340						
350						
360						
370						
380						
390						
400						
410						
420						
430						
440						
450						
460						
470						
480						
490						
500						
520						
530						

」

を

「

大人の普通券による運賃区間	甲			乙		
	1 箇月券	3 箇月券	6 箇月券	1 箇月券	3 箇月券	6 箇月券
円区間 160	通勤定期券及び通学定期券（甲）による旅客運賃の額の合算額の2分の1に相当する額とする。			同一の経路を往復することとなる場合は、通勤定期券及び通学定期券（乙）による旅客運賃の額の合算額の2分の1に相当する額とし、同一の経路を往復することとなる場合以外の場合は、通勤定期券及び通学定期券（乙）による旅客運賃の額の全区間の合算額の4分の1に相当する額とする。		
170						
180						
190						
200						
210						
220						
230						
240						
250						
260						
270						
280						
290						
300						
310						
320						
330						
340						
350						
360						
370						
380						
390						
400						
410						
420						

」

に改める。

別表第4中

「

区分	系統	
	均一路線	調整路線
市内中心フリー	全系統	臨18号, 19号, 20号, 22号, 81号, 特81号, 特105号, 南2号, 特南2号, 南3号, 特南3号, 特南5号及び南8号の全線並びに8号の四条烏丸～福王子間, 特8号の太秦天神川駅前～福王子間, 特8号のやまごえ温水プール前～山越中町間, 29号の鈴虫寺・苔寺道～四条烏丸間, 33号の桂小橋～京都駅前間, 特33号の東側町～京都駅前間, 42号の京都駅前～中久世間, 69号の二条駅西口～桂川小学校前間, 70号の桂川小学校前～太秦天神川駅前間, 73号の西京極～京都駅前間, 南1号の竹田駅西口～中久世間及び特南1号の中久世～久世工業団地前間
市内中心+高雄地域フリー	全系統	特8号, 臨18号, 19号, 20号, 22号, 81号, 特81号, 特105号, 南2号, 特南2号, 南3号, 特南3号, 特南5号及び南8号の全線並びに8号の四条烏丸～清水町間, 29号の鈴虫寺・苔寺道～四条烏丸間, 33号の桂小橋～京都駅前間, 特33号の東側町～京都駅前間, 42号の京都駅前～中久世間, 69号の二条駅西口～桂川小学校前間, 70号の桂川小学校前～太秦天神川駅前間, 73号の西京極～京都駅前間, 南1号の竹田駅西口～中久世間及び特南1号の中久世～久世工業団地間
市内中心+高雄地域フリー拡大版	全系統	8号, 特8号, 臨18号, 19号, 20号, 22号, 81号, 特81号, 特105号, 南2号, 特南2号, 南3号, 特南3号, 特南5号及び南8号の全線並びに29号の鈴虫寺・苔寺道～四条烏丸間, 33号の桂小橋～京都駅前間, 特33号の東側町～京都駅前間, 42号の京都駅前～中久世間, 69号の二条駅西口～桂川小学校前間, 70号の桂川小学校前～太秦天神川駅前間, 73号の西京極～京都駅前間, 南1号の竹田駅西口～中久世間及び特南1号の中久世～久世工業団地前間
市内中心+桂地域フリー	全系統	臨18号, 19号, 20号, 22号, 42号, 69号, 81号, 特81号, 特105号, 南1号, 特南1号, 南2号, 特南2号, 南3号, 特南3号, 特南5号及び南8号の全線並びに8号の四条烏丸～福王子間, 特8号の太秦天神川駅前～福王子間, 特8号のやまごえ温水プール前～山越中町間, 29号の国道三ノ宮～四条烏丸間, 33号の三ノ宮～京都駅前間, 特33号の三ノ宮～京都駅前間, 70号の向日回生病院前～太秦天神川駅前間, 73号の国道三ノ宮～京都駅前間, 西1号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西2号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 臨西2号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西3号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 特西3号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西4号の向日回生病院前～JR桂川駅前間, 特西4号の向日回生病院前～JR桂川駅前, 西5号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 臨西5号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西6号の三ノ宮街道～桂駅西口間及び西8号の三ノ宮街道～桂駅西口間
市内中心+桂・洛西地域フリー	全系統	臨18号, 19号, 20号, 22号, 29号, 33号, 特33号, 42号, 69号, 70号, 73号, 81号, 特81号, 特105号, 西1号, 西2号, 臨西2号, 西3号, 特西3号, 西4号, 特西4号, 西5号, 臨西5号, 西6号, 西8号, 南1号, 特南1号, 南2号, 特南2号, 南3号, 特南3号, 特南5号及び南8号の全線並びに8号の四条烏丸～福王子間, 特8号の太秦天神川駅前～福王子間及び特8号のやまごえ温水プール前～山越中町

」

を

区分	系統	
	均一路線	調整路線
市内中心フリー	全系統	臨18号, 19号, 20号, 22号, 81号, 特81号, 特105号, 南2号, 特南2号, 南3号, 特南3号, 特南5号及び南8号の全線並びに29号の鈴虫寺・苔寺道～四条烏丸間, 33号の桂小橋～京都駅前間, 特33号の東側町～京都駅前間, 42号の京都駅前～中久世間, 69号の二条駅西口～桂川小学校前間, 70号の桂川小学校前～太秦天神川駅前間, 73号の西京極～京都駅前間, 南1号の竹田駅西口～中久世間及び特南1号の中久世～久世工業団地前間
市内中心+桂地域フリー	全系統	臨18号, 19号, 20号, 22号, 42号, 69号, 81号, 特81号, 特105号, 南1号, 特南1号, 南2号, 特南2号, 南3号, 特南3号, 特南5号及び南8号の全線並びに29号の国道三ノ宮～四条烏丸間, 33号の三ノ宮～京都駅前間, 特33号の三ノ宮～京都駅前間, 70号の向日回生病院前～太秦天神川駅前間, 73号の国道三ノ宮～京都駅前間, 西1号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西2号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 臨西2号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西3号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 特西3号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西4号の向日回生病院前～JR桂川駅前間, 特西4号の向日回生病院前～JR桂川駅前, 西5号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 臨西5号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西6号の三ノ宮街道～桂駅西口間及び西8号の三ノ宮街道～桂駅西口間
市内中心+桂・洛西地域フリー	全系統	臨18号, 19号, 20号, 22号, 29号, 33号, 特33号, 42号, 69号, 70号, 73号, 81号, 特81号, 特105号, 西1号, 西2号, 臨西2号, 西3号, 特西3号, 西4号, 特西4号, 西5号, 臨西5号, 西6号, 西8号, 南1号, 特南1号, 南2号, 特南2号, 南3号, 特南3号, 特南5号及び南8号の全線

に改める。

この改正規定の施行の日前に発売した定期券を所持する旅客は、当該定期券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(交通局営業推進室)